

# 和歌山縣報

第九百二十二號

明治四十二年十月三十日

## ○縣令

○和歌山縣令第四十二號

縣工事執行規程左ノ通定メ明治四十二年十一月一日ヨリ施行ス  
明治三十五年<sup>六月</sup>和歌山縣令第九十二號ハ之ヲ廢止ス

明治四十二年十月三十日

和歌山縣知事 川上親晴

### 工事執行規程

- 第一條 縣ノ支辨ニ屬スル工事ノ執行ハ此規程ニ依ル
- 第二條 工事ハ請負ニ附ス但シ左ノ場合ハ直營ニ據ルコトアルヘシ
- 一、特種ノ技術ヲ要シ又ハ模範トスヘキ築造ヲ爲ストキ
  - 二、急施ヲ要シ入札ニ付スル暇ナキトキ
  - 三、請負人ナキトキ又ハ競争ニ付スルモ落札者ナキトキ
  - 四、前各號ノ外必要ナリト認ムルトキ
- 第三條 工事ヲ請負ハシムルニハ競争入札ノ方法ニ依ル工事用物件ノ買入、借入ヲ爲シ若ハ職工

人夫ノ供給ヲ爲サシムルトキ亦同シ

第四條 左ノ場合ニハ前條ノ規定ニ拘ハラズ隨意契約ヲ爲スコトヲ得

一、官署又ハ公共團體ヨリ物件ヲ買入レ又ハ借入ル、トキ

二、個人又ハ法人ノ専有スル物件若ハ特種ノ品質又ハ特別使用ノ目的アル物件ノ買入、借入ヲ爲ストキ

三、土地、建物其他ノ工作物ノ買入、借入ヲ爲スニ當リ其ノ位置又ハ構造ニ限アルトキ

四、特種ノ技術ヲ要スル工事ナルトキ

五、急施ヲ要シ競争入札ニ付スル暇ナキトキ

六、工事又ハ物件ニシテ地元市町村ト契約スルヲ利益ト認メタルトキ

七、入札者ナキトキ又ハ再入札ニ付スルモ豫定額ヲ超過シタルトキ但シ最初競争ニ付シタルトキ

キ定メタル價格及其ノ他ノ條件ヲ變更スルコトヲ得ス

八、競争入札ニ付スルモ入札ノ全部無効ナルトキ

九、請負ニ附セサル工服用物件ノ買入又ハ借入若クハ職工人夫ヲ供給セシメ又ハ雇傭スルトキ

十、同一工事ニ關シ契約済ノ物件ト同一物件ヲ其ノ契約人ヨリ同一價格ヲ以テ買入、借入ヲ爲

ストキ

十一、追加又ハ附帶ノ工事ニシテ現請負人又ハ前請負人ト契約ヲ爲スノ必要アルトキ

十二、契約ヲ解除シタル場合ニ於テ前契約金額以内ヲ以テ契約スルトキ

十三、豫定額一廉金參百圓ヲ超ヘサル工事ノ請負又ハ物件ノ買入、借入ヲ爲ストキ

十四、前各號ノ外知事ニ於テ必要ト認ムルトキ

第五條 一般競争入札ニ付スルチ不利益ト認ムル場合ハ指名競争入札ニ依ル  
 第六條 本規定ノ細則ハ知事之ヲ定ム

○告示

○和歌山縣告示第三百四十八號

東牟婁郡小川村役場位置ハ今般同郡小川村大字長洞尾七百拾五番地ニ變更シタリ

明治四十二年十月三十日

和歌山縣知事 川上親晴

○和歌山縣告示第三百四十九號

左記種牡牛ハ其使用ヲ廢シタリ

明治四十二年十月三十日

和歌山縣知事 川上親晴

證明書廢止年月日	種類	年齢	毛色	高さ	所有者住所氏名
明治四十二年十月十七日	ユアシヤ一雜種	參年	赤褐白斑	四尺	海草部内海村大字名高 所有者 久保田甚助

○和歌山縣告示第三百五十號

左記種牡牛ハ其使用ヲ禁止シタリ

明治四十二年十月三十日

和歌山縣知事 川上親晴

證明書禁止年月日	種類	年齡	毛色	高さ	所有者住所氏名
明治四十二年十月四日	雜種	二年	褐白斑	四尺	那賀郡狩宿村 所有者 山田良三郎

○和歌山縣告示第三百五十一號

開業產婆

海草郡内海村大字鳥居百九十五番地

印南スエ

右ノ者今般死亡ノ旨ヲ以テ取消願出ニ依リ本日  
和歌山縣產婆名簿ノ登録ヲ取消ス

明治四十二年十月三十日

和歌山縣知事 川上親晴

○和歌山縣告示第三百五十二號

種牡牛検査法ニ依リ左ノ種牡牛ニ證明書ヲ下付シタリ

明治四十二年十月三十日

和歌山縣知事 川上親晴

證明書下付年月日	種類	年齢	毛色	高さ	所有者(管理者)住所氏名
明治四十二年十月四日	エアレーヤー種	明治三十九年五月生	白褐斑	四尺三寸	那賀郡長 伊藤信平 管理者
全	ブラウンスキス一回雑種	明治四十一年三月生	黒毛	四尺二寸	全郡池田村大字南勢田 所有者 富松泰藏
全	ブラウンスキス退却雑種	明治四十年三月生	帯赤黒毛	四尺六寸	全郡奥安樂川村大字善田 所有者 福原徳松
全	エアレーヤー一回雑種	五歳	黒白斑	四尺二寸	全郡調月村一八八八 所有者 福井元吉
全	ブラウンスキス一回雑種	明治四十年六月生	黒毛	四尺八寸	全郡田中村々長 橋本清三郎 管理者
全	ホルスタイン種	五歳	黒白斑	四尺八寸一分	全郡田中村大字窪 宇田彌市
明治四十二年十月五日	ホルスタイン種	參歳	黒白斑	四尺六寸五分	全郡名手村大字名手市郷五七 所有者 向井芳次郎
明治四十二年十月八日	ブラウンスキス種	參歳	灰褐毛	四尺三寸	伊都郡信太村大字嵯峨谷 管理者 山本繁太郎

全	全	全	全	全	全	全	全	全
和種	シンメンタル一回雜種	和種	ブラウンスキス一回雜種	ホルスタイン種	ブラウンスキス一回雜種	和種	ブラウンスキス一回雜種	ブラウンスキス一回雜種
五歲	參歲	五歲	七歲	三歲	二歲	二歲	三歲	四十一年二月生
黑毛	灰褐白斑	黑毛	黑毛	黑白斑	黑毛	黑毛	黑毛	黑毛
四尺五寸五分	四尺四寸	四尺五寸	四尺四寸	四尺八寸	四尺	四尺四寸	四尺四寸	四尺五寸
全郡妙寺村大字妙寺所有者 中谷龜太郎	全郡隅田村大字華生池田傳吾	全郡見好村大字東澄田阪中丈之助	全郡川原村大字野上前田耕人	全郡富貴村大字東富貴元谷政名	全郡花園村字久木大前市松	全郡花園村字久木大前市松	那賀部長谷毛原村農會長垣内定太郎	全郡上神野村字上ヶ井尾初瀬八代楠
和歌山市小松原通三丁目松下龍之助								

明治四十二年十月十七日

セルシ一雜種

三十八年生

褐毛

四尺五寸三分

和歌山市小松原通三丁目松下龍之助

明治四十二年十月十四日

ブラウンスキス一回雜種

三歲

黑毛

四尺五寸

全郡上神野村字上ヶ井尾初瀬八代楠

明治四十二年十月十三日

ブラウンスキス一回雜種

四十一年二月生

黑毛

四尺四寸

那賀部長谷毛原村農會長垣内定太郎

明治四十二年十月十二日

和種

七歲

黑毛

四尺二寸

全郡花園村字久木大前市松

明治四十二年十月十日

ホルスタイン種

三歲

黑白斑

四尺八寸

全郡富貴村大字東富貴元谷政名

明治四十二年十月九日

ブラウンスキス一回雜種

二歲

黑毛

四尺

全郡川原村大字野上前田耕人

全

和種

二歲

黑毛

四尺四寸

全郡見好村大字東澄田阪中丈之助

全

シンメンタル一回雜種

參歲

灰褐白斑

四尺四寸

全郡隅田村大字華生池田傳吾

全

和種

五歲

黑毛

四尺五寸五分

全郡妙寺村大字妙寺所有者 中谷龜太郎

全	全	全	全	全	全	全	全	全
エアシヤ―種	エアシヤ―種	雑 ホル スタ イン 種	エアシヤ―種	エアシヤ―種	エアシヤ―種	エアシヤ―種	ホル スタ イン 種	雑 ホル スタ イン 種
三	四	三	二	四	三	四	三	十
歳	歳	歳	歳	十	十	十	歳	七
白褐班	白褐班	黑白班	濃褐 白班	褐 白班	褐 白班	赤 白班	黑 白班	黑 白班
四尺五寸	四尺七寸	四尺三寸	四尺三 寸四分	四尺二寸	四尺六寸	四尺	四尺四寸	四尺九 寸五分
管理者 右 全 人	海草 部長 管理者 九鬼 善一	和歌 山市 岡山 町 並木 道 所有者	和歌 山市 嘉家 作町 湯川 嘉藏 所有者	右 全 人	和歌 山市 岡山 町 堀 幸三 郎 所有者	和歌 山市 元町 奉行 町二 丁目 中川 良一 郎 所有者	和歌 山市 東坂 上町 近藤 邦助 所有者	右 全 人

全	全	全	全	全	全	全	全	全
エアシヤ―雜種	雜 ホル スタ イン 種	ゼルシ―雜種	エアシヤ―種	エアシヤ―種	エアシヤ―雜種	エアシヤ―雜種	エアシヤ―雜種	エアシヤ―雜種
四十月一 生年	四 歲	四 歲	四 歲	三 歲	六三 月九 生年	五 歲	四 歲	三 歲
赤白班	白褐班	褐毛	褐白班	白褐班	白褐班	赤白班	褐白班	暗褐白班
四 尺	四尺八寸	四尺六 寸五分	四尺二 寸五分	四尺二 寸五分	四尺七寸	四尺四寸	四尺一 寸五分	四尺一寸
全部宮前村大字手平出島 所有者 荒井音松	全部宮村大字有家 所有者 村井佐次郎	全部西脇野村字西庄 所有者 中原南木	全部宮村大字太田 所有者 山本壽章	全部川永村字水穂 所有者 下村係十郎	全部宮村大字太田 所有者 大田惣七	海草郡湊村大字湊 所有者 清水虎之助	海草郡日方町 所有者 浦川由右衛門	管理者 右 全 人



全	全	全	全	全
エアシヤ―雜種	エアシヤ―雜種	エアシヤ―種	ヰルシ―雜種	アボソ五回雜種
三	三十八 十二月八年 生	三十八 月八年 生	四	七十七 月七年 生
歲	濃褐白班	褐白班	淡褐毛	褐毛
四尺二寸	四尺三寸	四尺三寸	四尺二寸	四尺七寸
全郡宮前村手平出島 所有者 荒井音松	全郡紀三井寺村大字内原 所有者 小山良一	全郡和佐村字彌宜 所有者 中筋庸雄	海草郡四ヶ郷村大字加納 所有者 上野千代楠	和歌山縣立農林學校 管理者 根來喜一

○和歌山縣告示第三百五十三號

工事執行規程施行細則左ノ通相定メ明治四十二年十一月一日ヨリ施行ス

明治四十二年十月三十日

和歌山縣知事 川上親晴

工事執行規程施行細則

第一條 契約人ハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス但シ指名、競争入札、隨意契約ノ場合ハ本條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

一、二年以來工事ノ請負又ハ物件、人夫ノ供給ニ從事シ仍引續キ從事スル者但シ被相續人ノ營

業年數ヲ通算ス

二、契約金高參百圓以上壹千圓未満ノ契約ニアリテハ一年以來直接國稅年額貳圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者

三、契約金壹千圓 上ノ契約ニアリテハ一年以來直接國稅年額五圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者

前項各號ノ外必要アルトキハ特ニ資格ヲ定ムルコトアルヘシ

第二條 會社若クハ個人ニシテ相當ノ資本ヲ有シ適當ナル技術者ヲ雇聘シタルモノト認ムルトキハ前條ノ制限ニ依ラサルコトアルヘシ

第三條 左ノ各號ニ該當スルトキハ契約人又ハ其代理人若ハ契約保證人タルコトヲ得ス

一、定役ニ服スヘキ刑ニ處セラレタル者ハ滿期後二ケ年ヲ經過セサルトキ

二、豫戒命令執行中ニ係ルトキ

三、家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權ヲ得サルトキ

四、工事ノ請負又ハ物件供給ノ契約ヲ履行スルニ當リ故意ニ工事又ハ物件ヲ粗雜ニシタル者ハ其ノ事實アリタル日ヨリ二ケ年ヲ經過セサルトキ

五、競争ニ際シ漫ニ價格ヲ競上クルノ目的ヲ以テ連合シ若クハ連合ヲ爲サシメタル者ハ其ノ事實アリタル日ヨリ二ケ年ヲ經過セサルトキ

六、競争加入ヲ妨害シ若ハ競落者ノ契約履行ヲ妨害シ又ハ妨害ヲ爲サシメタル者ハ其ノ事實アリタル日ヨリ二ケ年ヲ經過セサルトキ

七、工事又ハ物件ノ檢査監督ニ際シ掛員ノ職務執行ヲ妨害シ又ハ妨害ヲ爲サシメタル者ハ其ノ

事實アリタル日ヨリ二ケ年ヲ經過セザルトキ

八、代理人其ノ他名義ノ何タルヲ問ハス全部若ハ一部ヲ代理セシムル爲第四號乃至第七號ニ該

當スト認ラレタル者ヲ使用シタル者ハ其ノ事實アリタル日ヨリ一ケ年ヲ經過セザルトキ

九、落札後契約ヲ締結セザル者ハ其ノ事實アリタル日ヨリ二ケ年ヲ經過セザルトキ

十、契約入ノ責ニ歸スヘキ事由ニヨリ契約ヲ解除セラレタル者ハ其ノ事實アリタル日ヨリ二ケ

年ヲ經過セザルトキ

第四條 入札ハ其入札期日ヨリ少クモ五日前ニ新聞紙又ハ揭示其ノ他ノ方法ヲ以テ公告ス但シ指

名競争入札ノ場合ハ此限ニ在ラス

第五條 前條ノ公告ニハ左ノ事項ヲ公示ス

一、競争入札ニ付スル事項

二、設計書、仕様書、圖面、標本、契約書案等ヲ示スヘキ場所

三、競争入札ヲ提出スヘキ日時及場所

四、前各號ノ外必要ト認ムル事項

第六條 指名競争入札ハ確實ナル當業者二名以上ヲ指名シ入札セシム

第七條 隨意契約ヲ爲ストキハ當業者ヨリ見積書ヲ差出サシム

第八條 入札ニ加ハラントスル者ハ各自入札金高百分ノ五以上ノ保證金ヲ納ムヘシ但シ一廉百圓

未滿ノモノハ此ノ限ニ在ラス

前項保證金納入手續ハ別ニ規定スル所ニ依ル

第九條 入札人ハ設計書、仕様書、圖面及契約書案等ニ對シ入札後不明ヲ理由トシテ異議ヲ申立ツ

ルコトヲ得ス

第十條 二人以上共同シテ入札ニ加ハルコトヲ得ス

第十一條 入札ハ第一號様式ニ依リ之ヲ作り入札保證金第二號様式ノ資格證明書及保證金遞付ニ

要スル遞送費ヲ添ヘ封緘ノ上自己ノ氏名及入札タルコトヲ表記シ書留郵便ヲ以テ差出スヘシ

前項ノ入札保證金ヲ有價證券ヲ以テ代用シタルトキハ第四號様式ノ價權設定書ヲ添付スヘシ

資格證明書ハ其ノ會計年度中再提出スルヲ要セス

第十二條 入札ハ引換、變更又ハ取消スコトヲ得ス

第十三條 左ニ掲クル入札ハ無効トス

一、入札金高ニ對シ入札保證金其ノ制限ニ達セサルモノ

二、緊要ノ文字ヲ缺キ若ハ不明瞭ナルモノ

三、共謀、結託其ノ他人札ニ關シ不穩又ハ不正ノ行爲アリト認ムル者ノ爲シタルモノ

四、入札金高不相當ト認ムルモノ

五、前各號ノ外本規定ニ違反シタルモノ

第十四條 入札ハ豫定價格以內ノ最低價ヲ以テ落札トス落札トナルヘキ同價格ノ入札ニ票以上ア

ラトキハ抽籤ヲ以テ落札人ヲ定ム但シ場合ニ依リ前入札價格ノ範圍ニ於テ其入札人ヲシテ再入

札ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十五條 落札人定マリタルトキハ其ノ旨書面ヲ以テ通知スヘシ

第十六條 入札保證金ハ落札人ヲ除クノ外書留郵便ヲ以テ之ヲ還付シ落札人ノ入札保證金ハ契約

締結ノ上之ヲ還付スヘシ但落札人ハ入札保證金ヲ以テ契約保證金ニ轉換スルコトヲ得

第十七條 落札人ハ契約金高百分ノ十以上ノ保證金ヲ納ムヘシ但シ契約金高百圓未滿ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

保證金納入ノ手續ニ關シテハ第八條第二項ヲ準用ス

前二項ハ地元市町村ニ請負ヲ命シタル場合ノ外隨意契約ニ於ケル契約人ニ之ヲ準用ス

第十八條 落札人ハ落札決定通知書ノ到達ノ日ヨリ五日以内ニ左ノ書類ニ契約保證金ヲ添ヘ差出スヘシ

一、第五號様式ニ依リ作リタル契約書

二、第三號様式ニ依リ作リタル工事内譯書及附屬圖面

三、契約保證金有價証券ナルトキハ第四號様式ノ質權設定書

前項各號ノ書類差出期日ハ之ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第十九條 前條ノ工事内譯書ノ單價不相當ト認ムルトキハ更正ヲ命スヘシ

第二十條 隨意契約ノ場合ニ於テハ指定期日内ニ契約保證金及前條ノ書類ヲ添ヘ差出スヘシ但シ見積書若クハ請書、商業上ノ習慣ニ從ヘル往復書ヲ以テ契約書ニ代フルコトヲ得

第二十一條 地元市町村ニ請負ハシムルトキハ當該ノ市町村ハ第十八條第一項第二號ノ書類及第六號様式ノ請書ニ當該議會ノ決議書寫ヲ添ヘ通知後十日以内ニ差出スヘシ

第二十二條 契約人ハ設計書、仕様書及圖面ニ明記セサル事項ト雖構造上必要欵クヘカテサルモノハ總テ契約金額ヲ以テ施行スヘシ

第二十三條 請負人ハ就業時間中日々工場ニ出頭シ工事ニ關スル諸般ノ事項ヲ處理スヘシ若シ請負人出場シ難キトキハ適當ノ代理人ヲ選定シ縣ノ承認ヲ得テ出場セシムヘシ

請負人ハ就業時間中日々工場ニ出頭シ工事ニ關スル諸般ノ事項ヲ處理スヘシ若シ請負人出場シ難キトキハ適當ノ代理人ヲ選定シ縣ノ承認ヲ得テ出場セシムヘシ

縣ニ於テ前項ノ代理人ヲ不適當ト認ムルトキハ請負人ヲシテ更ニ之ヲ選定セシムヘシ

第二十四條 工事、物件、製作ニ使用スル材料ハ總テ使用以前ニ主務吏員ノ検査ヲ受クヘシ不合格

ノ材料ハ直ニ之ヲ他ニ搬出スルヲ要ス物件供給ノ場合ニ於テモ亦同シ

設計書ニ在來ノ古材ヲ使用スルモノニアリテハ其ノ物件ノ引渡ハ契約締結ト同時ニ之ヲ了シタルモノト看做ス

第二十五條 契約人ハ工事ノ施行、物件ノ納入、職工人夫ノ勞役ニ關シテハ總テ主務吏員ノ指揮監督ニ從フヘシ

第二十六條 工事、物件製作ニ使用スル材料ノ調査ヲ要スルモノハ主務吏員ノ立會ヲ得テ施行スヘシ

第二十七條 水中又ハ地下ニ埋設スル工事其ノ他竣工後表現セサル工事ハ特ニ主務吏員立會ノ上施行スヘシ

第二十八條 主務吏員ニ於テ工事中材料、構造等設計書、仕様書又ハ圖面ニ適合セスト認メタルモノアルトキハ何時ニテモ引換又ハ改造セシムヘシ

第二十九條 縣ニ於テ必要ト認ムルトキハ工事、物件ノ構造又ハ出役人員ノ變更ヲ求メ若ハ一時中止セシムルコトアルヘシ契約人ハ之ニ對シ異議ヲ申立又ハ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス此ノ場合ニ於テハ契約期間ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第三十條 前條ニ依リ工事、物件、出役人員變更ノ場合ニ於テ契約金額増減シタルトキハ契約當時ノ内譯單價ニ基キ之ヲ増減シ内譯單價ニ依リ難キモノハ相當時價ニ據リ増工事又ハ増納入ヲ命スルコトアルヘシ契約人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス此ノ場合ニ於テハ契約人ヨリ請書ヲ提出セシ

前項ノ場合ニ於テ契約金額増加ノ爲既納保証金其ノ制限高ニ對シ不足ヲ生シタルトキハ契約人ハ指定ノ期限内ニ其ノ不足額ヲ納付スヘシ契約金額減少ノ場合ニ於テ其ノ制限高ニ對スル過剩金アルモ之ヲ下戻セス

第三十一條 主務吏員ニ於テ職工人夫ニ不良ノ行爲アリ若ハ不適當ノ者アリト認メタルトキハ之カ差替ヲ命スヘシ

第三十二條 天災其ノ他不可抗力ニ因リ工事ノ進行、物件ノ納入ヲ妨ケラレタル場合ニ於テ契約人ヨリ工事ノ竣工又ハ物件納入期日ノ延期ヲ申請シタルトキハ相當ノ延期ヲ與フルコトアルヘシ

第三十三條 契約人主務吏員ノ指揮ニ違反シタルトキハ工事ノ中止ヲ命スルコトアルヘシ之カ爲施行日數ヲ減縮スルコトアルモ延期ヲ與ヘス之ニ因リテ生スル總テノ損害ハ契約人ノ負担トス

第三十四條 請負人ハ下請負ヲ爲サシメ又ハ其ノ請負ニ關スル權利ヲ讓渡シ其ノ義務ヲ他人ニ移轉スルコトヲ得ス

第三十五條 契約人ハ工事ノ施行ニ必要ナル一切ノ準備ヲ爲スヘシ

前項ノ費用ハ總テ契約人ノ負担トス

第三十六條 工事ノ施行、物件納入上ニ付第三者ニ對シ損害ヲ與フルコトアルモ縣ニ於テ負担スルノ限ニ在ラス

第三十七條 工事ノ全部完成シ又ハ物件ヲ納入シタルトキハ契約人ハ直ニ其ノ旨ヲ届出テ検査ヲ受クヘシ

前項ノ検査ニ際シ必要アルトキハ工事、物件ノ一分ヲ取毀テ検査スルコトアルヘシ

取毀及復舊其ノ他検査ニ要スル費用ハ契約人ニ於テ負担スヘシ

第三十八條 検査終了前ニ生ジタル損害ハ契約人ノ負担トス

第二十九條 請負代金ハ工事竣工後検査後購買代金ハ物件納付後仕拂フモノトス但シ契約金高百圓

以上ノモノニ限リ左ノ制限ニ依リ工事竣工、物件納入済前其工事ノ出来形、物件納入高ヲ検査シ各之ニ對スル代價ノ十分ノ八以内ノ金額ヲ假渡スルコトアルヘシ

一、契約金高百圓以上三百圓未滿ノモノハ一回

二、契約金高三百圓以上三千圓未滿ノモノハ二回

三、契約金高三千圓以上壹萬圓未滿ノモノハ三回

四、契約金高壹萬圓以上ノモノハ五回

前項假渡金ノ請求ハ一ヶ月一回ヲ超ユルコトヲ得ス

第四十條 工事竣工、物件納付済検査終了後瑕疵アルトキハ指定ノ期間内ニ其ノ修理ヲ負担ス

ヘシ若シ其義務ヲ履行セサルトキハ縣ニ於テ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ執行セシメ其費用ヲ辨償セシムヘシ

第四十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ入札保証金ハ縣ノ所得トス

一、第十二條ノ規定ニ違反シタルトキ

二、契約ヲ締結セサルトキ

前項ノ場合ニ於テ其ノ入札保証金有價証券ナルトキハ質權設定書ニ基キ之ヲ處分シ其ノ代金ヲ以テ保証金及其ノ他ノ費用ニ充當シ不足アルトキハ之ヲ追徴スヘシ但シ三日以内ニ保証金ト全



額ノ現金ヲ提供シ引換ヲ求ムルコトヲ得

第四十二條 契約人契約期間内ニ工事ヲ竣工セス又ハ物件ヲ納付セサルトキハ遅延賠償金トシテ  
遅延日數ニ應ジ一日ニ付契約金額ノ千分ノ三ニ相當スル金額ヲ契約金額又ハ契約保証金額中ヨ  
リ控除スヘシ

竣工ノ納付スルモ引換又ハ改造ヲ命セラレタルトキハ指定期間内ニ引換又ハ改造ヲ爲スヘシ此  
ノ場合ニ於テハ引換又ハ改造ニ要シタル日數ニ應ジ前項ニ依リ遅延賠償金ヲ扣除スヘシ但シ  
ニ於テ其ノ原因故意又ハ重過失ニ出テタルモノニ非スト認ムルトキハ特ニ免除スルコトアルヘ  
シ

第四十三條 契約人契約ヲ履行セス又ハ履行スルコト能ハサルトキハ保証人ニ於テ其ノ義務ヲ履  
行スヘシ

保証人前項ノ義務ヲ履行セサルトキハ契約ヲ解除シ既濟工事、既納物件及契約保証金ハ縣ノ所  
得トス

前項ノ場合ニ於テ保證金有價證券ナルトキハ第四十一條第二項ヲ準用ス

第四十四條 契約履行、見込ナク又ハ本規定ニ違反シタルトキハ契約ヲ解除スルコトアルヘシ此  
ノ場合ニ於テハ前條第二項第三項ヲ準用ス

第四十五條 契約締結後本則第一條各號ノ條件ヲ欲キ又ハ第三條各號ノ事項ニ該當スルトキハ契  
約ヲ解除スルコトアルヘシ

前項ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ニ於テ其原因第一條及第三條第一號乃至第二號ニ出タルトキ  
ハ第四十七條ヲ第三條第四號乃至第九條ニ出タルトキハ第四十三條第二項第三項ヲ準用ス

第四十六條 事業ヲ中止シ若ハ廢止スルノ必要アルトキハ契約ヲ解除スルコトアルモ契約人ハ異議ヲ申立又ハ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 前條ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ニ於テハ設計書、仕様書、圖面ニ適合スル工事物件ノ既成部分及檢査ヲ了シタル材料ニ對シ内譯書ノ單價ニ基キ其ノ代價ヲ支拂ヒ、契約保證金ハ還付スヘシ但シ此ノ計算ニ對シテハ契約人ハ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

第四十八條 第四十三條第四十四條第四十五條第一項後段ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ニ於テ之カ爲生シタル縣ノ損害ハ契約人ナシテ賠償セシム

第四十九條 契約ノ解除ハ書面ヲ以テ契約人又ハ保證人ニ通知ス其ノ住所不明ナルトキハ縣報ニ公告スルヲ以テ通知シタルモノト看做ス

第五十條 契約解除ノ場合ニ於テ工場ニ現存スル物件ハ指定ノ期間内ニ之ヲ引取ルヘシ若期間内ニ引取ラサルトキハ其ノ物件ハ縣ノ所得トス

第五十一條 契約保證金ハ契約履行済ノ上之ヲ還付スヘシ

附 則  
明治三十五年六月本縣告示第百五拾四號ハ之ヲ廢止ス

第一號様式

入 札 書

一金何程

何々工事(何々物件)(何職工、人夫)入札金

此保証金何程

右明治四十二年十月和歌山縣告示第三百五十三號工事執行規程施行細則及實地、設計書、仕様書、契約書案承諾ノ上入札仕リ候也

年月日

住所 氏名 印

縣知事宛

第二號様式

資格證明書

住所 氏名 印

明治四十二年十月和歌山縣告示第三百五十三號工事執行規程施行細則第一條ノ資格ヲ有シ同則第

三條第一號乃至第三號ニ該當スル事項ナシ

右ノ通相違ナキコトヲ御証明相成度候也

年月日

右 何 某 印

市町村長宛

前書ノ通相違ナキコトヲ証明ス

年月日

市町村長 何 某 印

第三號様式

道路、河川、工服用

甲

何々工事設計書



一何々 右 仕 様

内 譯

名稱	材 料	長	厚 <small>巾</small> 高 <small>口</small>	個 數	單 量	金 數 量	位 單	單 價	合 金	仕	樣
----	-----	---	---------------------------------------	-----	-----	-------	-----	-----	-----	---	---

右之通

年 月 日

第四號式

金高相  
當印紙

質權設定證書

記 番・號

一、何種公債証書(勸業債券)此額面金何圓也  
記 番 號

一、何種公債証書(勸業債券)此額面金何圓也  
右保証金價格金何圓也

右ハ拙者所有ノ國債証券(勸業債券)ニ有之候處何々工事(何々工事用物件)(職工、人夫)入札(契約)保証金トシテ質權設定候條明治四十二年十月和歌山縣告示第三百五十二號工事執行規程施行細則ニ依リ縣ノ所得トナルヘキ場合ニ於テ法律ニ定メタル方法ニ依リ公賣ニ付シ其代金ト以テ保証金

及其ノ他ノ費用ニ充當セラル、モ異議無之候也

明治 年 月 日

何々工事(何物件供給)請負人

氏 名 印

知事宛

備考 落札ノ場合ニ入札保証金ヲ契約保証金ニ轉換ヲ請ハントスル者ハ末文無之ノ下ニ左ノ文  
言ヲ加フヘシ

自然拙者へ落札トナリタル場合ニ於テ契約保証金ニ轉換ヲ請ヒタルトキハ本証書ノ書換ヲ爲  
サ、ルモ契約保証金ニ對シ質權ヲ設定シタルモノト被認度

第五號様式

契 約 書 (二通ヲ調製シ一通ハ  
印紙ノ貼用ヲ要セス)

和歌山縣へ何某ト工事ノ施行(物件供給)(職工、人夫供給)ニ付左ノ各項ヲ契約ス

契約スヘキ物件

某所(地名)

- 一、某道路、橋梁、堤防、修繕、改修、何々建築工事一式
- 一、何々何程
- 一、何々何程
- 一、金何程

右請負(供給)金

一、金何程

右契約保証金

契約ニ關スル條件

一、工事(物件及物件員數)ハ別冊設計書(仕様書、圖面)ノ通

一、工事着手(物件製作)職工、人夫ノ出場(期日)ハ明治年月日

一、竣工(納付済)(供給済)ハ明治年月日

一、納付(供給)ノ場所ハ某所

一、納付期日ハ明治年月日

一、明治四十二年十月和歌山縣告示第三百五十三號工事執行規程施行細則ヲ遵守スルモノトス

右各項契約セシコトヲ証スル爲本書二通ヲ作り各自壹通ヲ領置ス

年 月 日

契約担任官

官 氏 名 印

住所

契約人 何 某 印

住所

保証人 何 某 印

第六號様式

印紙

請書

一、何々工事 但シ記載方ハ契約書ノ通リ

一、金 何程 契約金

一、工事ハ別冊設計書(仕様書、圖面  
内附書)ノ通リ

一、工事ノ着手ハ明治年月日

一、工事ノ竣工期日明治年月日

一、明治四十二年十月和歌山縣告示第三百五十三號工事執行規程施行細則ヲ遵守スルモノトス

右工事請負ヲ被命候ニ就テハ前記各項ノ事項ヲ遵守可仕市町村會ノ議決ヲ經テ關係書類相添請書提出候也

明治 年 月 日

市町村長(市參事會)

何 誰 印

知事宛

○和歌山縣告示第三百五十四號

臺灣總督府國語學校ニ於テ明治四十三年四月入學セシムヘキ同校師範部甲科(内地人  
給費生)四十五名(内  
二十人ハ小學校教員タルヘキ者)  
二十五人ハ公學校教員タルヘキ者)募集セラレ候條志願者ハ左記要項承知ノ上來十二月十日限(六日神戸



發便船アリ)同校者ノ日取ヲ以テ願書ニ履歷書、身軀検査書、戶籍謄本、身分ニ關スル證明書及中學校若クハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シタル者ハ在學セシ學校ニ於テ履修シタル各學科ノ最終學年成績書相添ヘ直接同校ヘ提出スヘシ

明治四十二年十月三十日

和歌山縣知事 川上親晴

記

一、年齡滿十九年以上二十五年以下(明治四十三年三月末計算)

一、入學試驗明治四十二年十二月二十四日二十五日兩日午前九時ヨリ當廳ニ於テ之ヲ行フ

試驗科目 國語(解釋、文法、作文、習字) 漢文 英語(ナシヨナル讀本卷四ノ程度) 歴史(日本、

東洋、西洋) 地理(日本、外國、地文) 數學(算術、代數、幾何、三角) 物理、化學、博物

以上中學校卒業ノ程度

一、兵役ニ關スル件丁年以上ノ志願者ハ徵兵事務條例第三十六條ニ依リ裁決セラレタル事項ニツキ當該市町村長ノ證明書ヲ得テ之ヲ添付スヘシ

一、中學校卒業者ヨリ提出スル成績書ハ當該學校長ヨリ下附ヲ得テ之ヲ添付スヘシ

但算術、博物、唱歌ノ如キ五學年以前ニ修了シタル學科目ハ該學科目最終學年ノ試驗得点ヲ記入スヘシ

一、願書式其他詳細ノ事項ハ最寄中學校ニ就キ承合スヘシ

○通牒照會

○通牒

○内一第ニ六四六號

明治四十二年十月二十八日

内務部長 相良 步

那市 長殿

町村役場 御中

窮民救助取扱ニ關シ左記通牒候也

一、縣費ヲ以テ救助スルモノノ窮民ノ取扱ハ渾テ國庫費救助ニ關スル訓令通牒等ニ準據スヘキモ

ノト御承知相成度候

右

○觀象

自十月廿五日至十月廿七日氣象

(和歌山測候所觀測)

種目	十月廿五日		十月廿六日		十月廿七日	
	前年	本年	前年	本年	前年	本年
平均氣壓	七六五耗〇	七六八耗九	七六一耗三	七六二耗〇	七五九耗三	七六一耗四
平均氣溫	二〇度一	一三度一	二〇度一	一四度四	二一度五	一七度七
最高氣溫	二五度三	二二度七	二四度六	二〇度二	二八度一	二二度〇
最低氣溫	一六度一	六度八	一六度八	八度一	一六度三	一四度一
最多風向	南西	南西	南西	北東	南西	北々西
平均風力	三米四	三米七	二米二	四米六	三米〇	三米九
天氣	中晴	晴	曇微雨	雨	晴	曇微雨
降水量	卜	一	〇耗一	九耗六	〇耗二	〇耗一
記事現象			時々微雨	終日降雨	夜間微雨	夜間月環并二月暈 ヲ映ズ

